

森林活用ビジネス創出支援事業費補助金交付要綱

制定：令和3年8月2日林総第547号

(趣旨)

第1条 知事は、森林の持つポテンシャルを活かした新たなビジネスモデルの創出・推進を図るため、森林活用ビジネス創出支援事業実施要領（令和3年8月2日付け林総第548号。以下「実施要領」という。）により選定された事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。その補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年6月20日付け山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる事業及びその補助率)

第2条 前条に規定する事業及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の補助対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助事業者は、森林を活用した新たなビジネスモデルの企画を提案し、実施要領に定める審査により選定された事業者とする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（要綱様式第1号）に必要な書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

3 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第4条 知事は、補助金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこ

れに条件を付した場合はその条件を、補助金交付決定通知書（要綱様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

- 3 知事は、第3条第3号の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- 4 知事は、第3条第3項のただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助金の交付の条件）

第5条 この補助金には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- （1）補助事業者は、補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）又は補助事業を中止若しくは廃止をしようとする場合には、変更（中止、廃止）承認申請書（要綱様式第3号）により知事の承認を受けること。
 - （2）補助事業が予定期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告しその指示を受けること。
 - （3）補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に沿ってその効果的運用を図ること。
- 2 補助事業者が前項の条件に違反した場合、知事はこの補助金の全部又は一部の返還を補助事業者に対して求めることができる。

（実績報告）

第6条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（要綱様式第4号）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、要綱様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を補助事業者に納付させることができる。

（補助金の額の確定）

第7条 知事は、前条第1項の実績報告書の提出を受けた場合においては、当該実績報告書の書類の審査及び必要に応じて行なう現地検査により、その報

告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額の確定通知書（要綱様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第8条 知事は、補助金を補助事業完了後に交付するものとする。ただし、補助事業者の申請により知事が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項ただし書きの申請を行おうとするときは、補助金概算払請求書（要綱様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

また、処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入のあったときは当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、知事の承認を受けたものはこの限りでない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書（要綱様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（書類の保管）

第10条 補助事業者は、事業に係る関係書類について、事業等に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する関係書類を整備保管しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱で定めるもののほか、必要なものについては、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月2日から施行する。

別表

補助区分	補助対象経費	補助率 限度額	軽微な変更
森林活用ビジネス創出支援事業	1 報償費 2 旅費 3 需用費 4 役務費 5 使用料及び賃借料 6 備品購入費 7 委託料 8 その他（上記に掲げるもののほか、県が特に必要と認める経費）	当該経費の 2分の1以 内 1件当たり 1,000千円 以内	1 補助金対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

要綱様式第 1 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所在地
名称
代表者氏名

印

森林活用ビジネス創出支援事業費補助金交付申請書

年度において、森林活用ビジネス創出支援事業を次のとおり実施したいので、森林活用ビジネス創出支援事業費補助金交付要綱第 3 条第 2 項の規定により補助金の交付を申請します。

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的

3 交付申請額 円

4 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

(2) 経費の配分

経費の区分	経費の内訳		計	備考
	県補助金	その他		
計				

※備考欄には、補助率等を記載する。

5 事業完了（予定）年月日

6 収支予算（精算）

(1) 収入

経費の区分	予算（精算）額		計
	県補助金	その他	
計			

(2) 支出

工種又は施設の区分	予算（精算）額	積算基礎
計		

7 添付書類

- (1) 補助金交付申請書には事業計画書を添付すること。
- (2) 補助金実績報告書には実績を証明する資料等を添付すること。
- (3) その他知事が必要と認める書類を添付すること。

(申請者) 殿

山梨県知事

森林活用ビジネス創出支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった森林活用ビジネス創出支援事業費補助金については、森林活用ビジネス創出支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同条第2項の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった森林活用ビジネス創出支援事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の工種又は施設の区分におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
 - イ 補助金の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

ければならない。

- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき山梨県補助金等交付規則（昭和38年6月20日付け山梨県規則第25号）で定める年率の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき山梨県補助金等交付規則（昭和38年6月20日付け山梨県規則第25号）で定める年率の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

- 8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は完了した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

- 9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

番 年 月 日 号

山梨県知事 殿

(申請者)
所在地
名称
代表者氏名

印

森林活用ビジネス創出支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により変更（中止・廃止）したいので、森林活用ビジネス創出支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定により申請します。

変更の場合

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容（要綱様式第1号 3～6 による。）

（注）上段に変更前の事項を（ ）書きし、下段に変更しようとする事項を記載すること。

その他、知事が必要と認める書類を添付すること。

中止（廃止）の場合

- 1 中止（廃止）の理由

要綱様式第4号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所在地
名称
代表者氏名 印

森林活用ビジネス創出支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、森林活用ビジネス創出支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり報告します。

(以下要綱様式第1号に準ずる。)

番 年 月 日
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所在地
名称
代表者氏名

印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた森林活用ビジネス創出支援事業費補助金について、森林活用ビジネス創出支援事業費補助金交付要綱第6条2項の規定により、次のとおり報告します。

1 事業実績額

円

2 申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

3 添付書類

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書
- (2) 消費税及び地方消費税確定申告書の写し
- (3) その他参考となる書類

要綱様式第6号

番 号
年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

森林活用ビジネス創出支援事業費補助金交付額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった森林活用ビジネス創出支援事業費補助金については、森林活用ビジネス創出支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり確定する。

記

交付確定額 ○○○○円

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所在地
名称
代表者氏名 印

森林活用ビジネス創出支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、森林活用ビジネス創出支援事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求額

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ① - ② = ③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

口座振替 振替先銀行名
預金種別・口座番号
口座名義

(注) 「出来高調書」を添付する。

山梨県知事 殿

(申請者)
所在地
名称
代表者氏名

印

森林活用ビジネス創出支援事業費補助金財産処分承認申請書

年度森林活用ビジネス創出支援事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、森林活用ビジネス創出支援事業費補助金交付要綱第9条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類